

議会運営委員長報告

平成28年2月26日

議会運営委員会から議会改革についてご報告を申し上げます。

三次市議会では、平成17年度から「情報公開」、「政策立案」、「市民参加」を柱として議会改革に取り組み、一般質問における一問一答の導入や本会議のケーブルテレビ中継及びインターネット配信、議会報告会の開催、議会基本条例の制定など、先進的な議会改革を行ってまいりました。

また、平成24年6月には議会改革推進特別委員会を設置し、二元代表制の一翼を担う存在として、市民に信頼され、市民の負託に応えられる議会を築きあげ、更なる議会改革を推進するため、7つの所管事項を掲げ、予算決算特別委員会及び広報広聴特別委員会の常任委員会化や反問権を導入し、自由討議や通年議会及び議員定数、議員報酬に関して検討を行う中で、議会活性化に取り組みました。

その結果として、平成26年6月定例会で、次期改選時から議員定数が2名削減されることとなりました。

今年度は、議会運営委員会において議会改革に取り組み、議長から諮問のあった「議会基本条例の検証」、「正副議長の立候補制」、「予算決算常任委員会の総括質疑」、「タブレット導入」の4項目について、昨年7月27日から12回の議会運営委員会で審議し、昨年10月には、兵庫県加西市、三重県伊賀市、奈良県奈良市の先進地視察を行い、その結果と成果についてまとめましたので、ご報告いたします。

まず、「議会基本条例の検証」については、本市議会の議会基本条例は、「議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与すること」を目的として、平成22年4月に制定しました。

本条例には、これらの目的を達成するために、議会や議員としての責務等が規定されており、本条例を検証することで、議会改革の課題が見いだせるものとして取り組みました。

検証方法としては、議会基本条例の各条文の内容について、各会派等でA～Dの達成度を評価し、その理由と意見を求め、議会運営委員会で全体の達成度と理由・意見をまとめました。

結果としては、Aの「十分達成された」と評価された項目は38項目中10項目、Bの「概ね達成された」と評価された項目は38項目中16項目と約7割の項目が「達成された」と評価されました。

しかし、Dの「評価の該当なし」の2項目を除いて、残りの10項目がCの「今後努力を要する」と評価され、この対応について、取組内容とスケジュールを決定して、改善に取り組み、2項目の対応として、今期定例会で、議会基本条例の条文改正を提案し、残りの8項目については、要項等の作成や研修会・勉強会の実施や小委員会の設置など、準備期間が必要なものは、来年度から実施することとしました。

次に、「正副議長の立候補制について」は、以前からの懸案事項であり、議会運営委員会でも議論を重ねてまいりましたが、先進地や他市の事例を参考とし、議長及び副議長の選挙において、立候補制を導入することといたしました。

その内容としては、立候補予定者は、事前に「立候補届出書兼所信表明申出書」を提出し、立候補者に所信表明を行う機会を設け、所信表明会は、ケーブルテレビ中継及びインターネット配信を行い、市民にわかりやすく開かれた議会運営を行うことを目的として申し合わせ事項を定め、4月の市議会議員一般選挙後、会派代表者会議を開催し、あらためて申し合わせることに決定しました。

次に、「予算決算常任委員会の総括質疑について」は、平成26年9月定例会から試行的に取り組み、3月定例会の当初予算審査及び9月定例会の決算審査について、会派代表による総括質疑を行ってまいりましたが、総括質疑で質問する内容や決算審査も総括質疑を行うかどうかなどについて審議いたしました。

結論としては、質疑は、市長に問いたい方針や見解、政策的な内容とし、決算審査については、9月定例会の初日に、市長から決算に関する総括説明があり、質疑も可能なため、予算決算常任委員会では不用でないかとの意見もありましたが、総括説明を受けて、予算決算常任委員会で市長へ質疑する機会を設けてもよ

いとの意見があり、決算審査も対象として、実施要領を定めました。

最後に、「タブレット導入について」は、これまで、広報広聴常任委員会を中心に、先進地の視察やタブレットの研修を継続的に行ってきましたが、議会運営委員会では「タブレット導入について」議員総意の取組とすることを決定し、具体的な取組内容は、9月定例会で報告のあった広報広聴常任委員会の中間報告を基本として、平成28年度中の導入をめざし、議会内部の推進体制を構築するとともに、執行部・議会による導入検討会議の立ち上げなどに取り組むことを決定しました。

以上が、今年度、議会運営委員会で行った議会改革の結果や成果であります。

今後は、議会基本条例の検証後の課題など、まだまだ課題は多くあり、議会改革の取組は終わることなく、永遠に続くものとして、改選後の新たな体制の中で議会改革に取り組み、議会としての説明責任を果たし、「開かれた議会」の実現により一層努力することとして、委員長報告を終わります。